

興行場における公衆衛生上必要な基準及び衛生措置の基準に関する条例の一部を改正する条例案について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

生活衛生課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3211/FAX:087-862-3606

E-mail:eisei@pref.kagawa.lg.jp

平成27年12月7日から平成28年1月6日までの1カ月間、興行場における公衆衛生上必要な基準及び衛生措置の基準に関する条例の一部を改正する条例案について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1人から1件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

このご意見と、それに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉

個人 1件

〈提出されたご意見の数〉

その他

1件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
その他	
場内の空気環境は、窓の有無と照明器具のCO ₂ 排出量や電磁波等と関係しているように感じており、酸欠状態にならないような環境にしてほしい。	興行場の空気環境に係る設備の基準については、条例で、観覧室には、床面積や収容人員に応じた十分な能力を有する機械換気設備又は空気調和設備を設けるとの規定がありますので、適切に対応してまいります。